防火対象物の利用者等の安全・安心のために 平成28年7月1日から 違反対象物の公表制度が始まりました!

鹿児島市消防局



◆違反対象物の公表制度とは、重大な消防法令違反のある防火対象物を鹿児島市消防局ホームページ等で公表する制度です。

※違反対象物一覧表で確認できます!



公表の対象	・飲食店や物品販売店などの特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の 設置義務があるもので、それらの設備が設置されていないもの
公表の内容	・防火対象物の名称、所在地・違反の内容(違反事項、根拠法令、違反の部分など)・その他消防局長が必要と認める事項(公表日など)
公表の方法	・インターネットによる公開 ・消防局及び消防署での閲覧

※関係法令: 鹿児島市火災予防条例第64条の2

◆防火対象物の関係者の方々へ

公表の対象となる違反対象物は、増改築や用途変更により設置しなければならない消防設備が設置されていないことで発生しています。 このような変更等を検討されている場合は、事前に消防署に相談してください。

問合せ先 鹿児島

鹿児島市消防局 予防課予防係

電話099-222-0970

FAX099-227-4119